

地域生活支援拠点事業にかかる加算について（特定相談支援事業所）

1. 地域生活支援拠点等相談強化加算：700単位／回

【概要】（報酬告示・留意事項通知より）

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態、その他緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）又はその家族からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、要支援者に関する必要な情報の提供及び短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定。

（短期入所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

和泉市の地域生活支援拠点事業の対応フローでは、利用登録者に緊急事態が発生した場合の連絡窓口は和泉市障がい者基幹相談支援センターとなっており、和泉市障がい者基幹相談支援センターが中心となっており、受入れ施設の調整を行いますが、事前の準備は担当の相談支援専門員が行っており、受入れ施設の調整も適宜行うため、緊急事態が発生した利用登録者の短期入所への受入れ実績（回数）に応じて、担当の特定相談支援事業所が算定可能とします。

【手続き】

加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、①要請のあった時間、②要請の内容、③連絡調整を行った時刻、④加算の算定の対象である旨を記録し、5年間保存するとともに、市の求めに応じて提出する必要があります。

和泉市障がい者基幹相談支援センターに確認のうえ、記録してください。

2. 地域体制強化共同支援加算：2000単位／回

【概要】（報酬告示・留意事項通知より）

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援対象障がい者等に対して、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、福祉サービス等を提供する事業者（医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む）のうちいずれか3者以上と会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定。

（計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として算定）

和泉市の地域生活支援拠点事業の対応フローでは、担当の相談支援専門員が福祉サービス事業者等と共同して事前登録の準備や事前登録後の緊急時に備えた準備を行ったうえで、緊急時には、和泉市障がい者基幹相談支援センターと適宜共同し、受入れ施設の調整等の対応を行うことになっています。

この加算は、実際に緊急事態が発生し、対応を行った後で、担当の相談支援専門員が次の（１）～（３）を行うことで、算定可能とします。

- （１）事前登録から緊急時対応に至るまでにみられた課題や地域生活支援拠点の運営等に関する提案事項を整理し、「地域体制強化共同支援記録書（開催前）」を作成し、和泉市障がい福祉課に提出する。
- （２）地域生活支援拠点部会に出席し、「地域体制強化共同支援記録書（開催前）」をもとに課題や地域生活支援拠点の運営等に関する提案事項について報告を行い、部会構成員と協議を行う。
- （３）協議の内容をふまえ、「地域体制強化共同支援記録書（開催後）」を作成し、和泉市障がい福祉課に提出する。

【手続き】

「地域体制強化共同支援記録書（開催後）」は、５年間保存してください。

★１・２の加算を算定するためには、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを定め、市への届出が必要です

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出について

担当している障がい者等の緊急事態発生リスクを判断したうえで、地域生活支援拠点事業の利用対象者に該当する障がい者等があり、事前登録を予定している場合に届出してください（事前登録前に届出可）。

- （１）事業所の運営規程に地域生活支援拠点等の機能（※）を担うことを規定する。
- （２）下記の必要書類を和泉市障がい福祉課あてに提出する。

<必要書類>

- ① 変更届出書（様式第５号）
- ② 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ⑤ 変更後の運営規程

※ 届出を行う場合は、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「地域の体制づくり」の機能を担うことを運営規程に位置づけてください（記載例あり）。

「２．地域体制強化共同支援加算」算定を行わない場合は、「相談」「緊急時の受入れ・対応」の機能のみの位置づけでもかまいません。